

個人で寄附をされた方へ

～税額控除制度の適用を受けました～

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律82号）が公布・施行され、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした社会福祉法人（以下「租税控除対象法人」という。）に寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用を受けることができることとなりました。

市川市社会福祉協議会は「社会福祉法人」のため、所得控除制度が適用されていますが、これに加え、「租税控除対象法人」として証明を受けたため、税額控除制度との選択の適用が可能となりました。

<寄附に関する所得税控除の詳細>

～いずれか有利な方を選択する事ができます～

・所得控除制度（従来の控除方法）

所得金額から所得控除額（寄附金－2,000円）を控除し、税率を掛けて税額を算出する制度

メリット：所得控除後に税率を掛けるため、税率の高い方は減税効果が大

・税額控除（新たに選択可能となった控除方法）

税額を算出した後に、税額控除額【（寄附金－2,000円）×40%】を控除する制度です。（**所得税額の25%を限度**）

メリット：税率に関係なく税額から直接控除するため小口寄附であっても減税効果が大

※どちらの制度も寄附金支出額が、その年の総所得金額の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が控除対象寄附金となります

<税額控除の対象と確定申告に必要な書類>

対象：平成23年1月1日以降に個人が支出された寄附金

添付書類：当協議会が発行した領収書、税制控除に係る証明書の写し

※「税制控除に係る証明書の写し」はホームページよりダウンロード可

<書類の発行・問合せ>

社会福祉法人市川市社会福祉協議会 総務課

〒270-0026 市川市東大和田 1-2-10 TEL：047-320-4001